

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都板橋区東坂下一丁目14番9号

氏名 株式会社関口商店
代表取締役 木戸 孝文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 7年 2月23日

許可の有効年月日 令和12年 2月22日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

圧縮：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類）

切断：金属くず

（以上1種類）

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都板橋区東坂下一丁目14番9号

| 施設種類 | 産業廃棄物の種類 | 単独処理能力 | 混合処理能力 | 設置年月日 | 許可番号 | 施設許可年月日 |
|------|-----------------------|------------|------------|-------------|-------|---------|
| 圧縮 | 廃プラスチック類 | ----- | 37.6 (t/日) | 平成24年12月13日 | ----- | ----- |
| | 金属くず | 62.8 (t/日) | | | | |
| | ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | ----- | | | | |
| 切断 | 金属くず | 76.8 (t/日) | ----- | 平成8年3月2日 | ----- | ----- |

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとし、機器の稼働時間はそのうち8時間以内とすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 7年 2月23日 新規許可

令和 7年 2月23日 更新許可 第6回

この写しは原本と
相違ありません。
株式会社関口商店

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



東京都